

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

告 示

- 告示第20号 行旅死亡人……………（地域福祉課）…2
- 告示第21号 宇治市地域福祉推進委員会設置規程の一部を改正する
規程……………（地域福祉課）…2
- 告示第24号 特別展の入館料……………（歴史資料館）…2

教 育 委 員 会

- 告示第5号 教育委員会の招集……………2

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第6号 開票管理者及び同職務代理者の選任……………2
- 告示第7号 宇治市開票区の開票の場所及び日時……………2
- 告示第8号 開票立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及
び日時……………3
- 告示第9号 投票所を閉じる時刻の一部繰上げ……………3
- 告示第10号 氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日
時……………3
- 告示第11号 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任
……………3
- 告示第12号 宇治市各投票区の投票場所……………3
- 告示第13号 選挙人名簿登録の移替えをしない期間……………5
- 告示第14号 選挙公報の配布方法等……………5
- 告示第15号 ポスター掲示場の設置場所……………5
- 告示第16号 直接請求に必要な選挙人の数……………14
- 告示第17号 投票管理者及び同職務代理者の選任……………15
- 告示第18号 期日前投票所の場所……………15
- 告示第19号 在外選挙人の国内における投票に係る期日前投票所の
場所……………15
- 告示第20号 選挙管理委員会の招集……………16
- 告示第21号 投票管理者職務代理者の選任……………16
- 告示第22号 委員長の就任……………16
- 告示第23号 委員長職務代理者の指定……………16

監 査 委 員

- 公表第11号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………16

農 業 委 員 会

- 公告第3号 農業委員会定例総会の招集……………16

公 営 企 業

- 公告第7号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………17

告 示

宇治市告示第20号

行旅死亡人について

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

令和元年7月19日

宇治市長 山本 正

- | | | |
|----|------------------|--|
| 1 | 本籍、住所
又は国籍 | 不詳 |
| 2 | 氏名 | 不詳 |
| 3 | 年齢 | 推定20～30歳前後 |
| 4 | 性別 | 女性 |
| 5 | 死亡の日時 | 令和元年5月中旬頃 |
| 6 | 死亡の場所 | 京都府宇治市横島町六石山宇治川宵待橋下
流約200メートル先川内 |
| 7 | 死亡の原因 | 不詳 |
| 8 | 発見日時 | 令和元年6月22日午後2時46分 |
| 9 | 所持金品 | なし |
| 10 | 人相、体格、
特徴及び着衣 | 身長約158センチメートル
黒色縞ハイネックセーター、パンツ及び黒
色様靴下 |
| 11 | 死体処理 | 発見後、令和元年6月22日午後5時25
分から午後6時5分までの間、京都府宇治
警察署霊安室において見分、同年7月8日
に引渡しを受け、同日宇治市斎場にて火葬
に付し、遺骨は同斎場にて保管 |
- 心当たりの方は、宇治市福祉こども部地域福祉課（0774-20-08730）まで申し出てください。

（揭示済）

宇治市告示第21号

宇治市地域福祉推進委員会設置規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和元年7月19日

宇治市長 山本 正

- 宇治市地域福祉推進委員会設置規程の一部を改正する規程
宇治市地域福祉推進委員会設置規程（平成17年宇治市告示第3号）の一部を次のように改正する。
- 第4条ただし書中「前任者」を「、前任者」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 附則に次の1項を加える。
- 3 令和元年7月22日から令和2年7月21日までの間に委嘱され、又は任命される委員の任期に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「令和2年7月21日まで」とする。
- 附 則
- この規程は、令和元年7月22日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第24号

特別展の入館料について

宇治市歴史資料館条例（昭和59年宇治市条例第32号）第6条の規定により、令和元年9月28日から同年12月1日まで宇治市歴史資料館で開催する特別展「宇治の電車・京都の電車－観光

の時代－」の入館料を、次のとおり定めます。

令和元年8月2日

宇治市長 山本 正

1人につき300円（20人以上の団体の場合は、240円）。ただし、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校、中学校若しくはこれらに準ずるもの（以下「小学校等」という。）に在学する者、幼稚園、保育所若しくはこれらに準ずるもの又は小学校等の行事として入館する場合における当該行事の引率者並びに70歳以上の市民及びその介護者については、無料とします。また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、特定疾患医療受給者証（票）及び特定疾患登録者証のいずれかを所持する者及びその介護者のうち市民は無料とし、市民以外の者は半額とします。

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和元年7月24日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

- 開会日時 令和元年7月25日 午後5時30分
- 開会場所 宇治市役所501会議室
- 付議事項 1 会議録署名委員の指名について
2 会期について
3 報告

（揭示済）

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第6号

開票管理者及び同職務代理者の選任について

令和元年7月21日執行予定の第25回参議院議員通常選挙における宇治市開票区の開票管理者及び同職務代理者を次のとおり定めます。

令和元年7月3日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

京都府選挙区選出議員選挙開票管理者

住所

氏名

同職務代理者

住所

氏名

比例代表選出議員選挙開票管理者

住所

氏名

同職務代理者

住所

氏名

（揭示済）

宇治市選挙管理委員会告示第7号

宇治市開票区の開票の場所及び日時について

令和元年7月21日執行予定の第25回参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時を次のとおり定めます。

令和元年7月3日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市小倉町蓮池20番地の1

宇治市立西宇治体育館

日 時 令和元年7月21日 午後9時10分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第8号

開票立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時について

令和元年7月21日執行予定の第25回参議院議員通常選挙において、候補者から届出のあった開票立会人となるべきものが10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和元年7月3日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 令和元年7月18日 午後5時5分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第11号

期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和元年7月21日執行予定の第25回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

令和元年7月3日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日				
7月6日				
7月7日				
7月8日				
7月9日				
7月10日				
7月11日				
7月12日				
7月13日				
7月14日				
7月15日				
7月16日				
7月17日				
7月18日				
7月19日				
7月20日				

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第12号

宇治市各投票区の投票場所について

令和元年7月21日執行予定の第25回参議院議員通常選挙における宇治市各投票区の投票場所を次のとおり指定します。

令和元年7月3日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

投票区	投票所の施設の名称	所在地	投票区	投票所の施設の名称	所在地
1	宇治市川東集会所	宇治市宇治東内21番地の乙	25	宇治市立東宇治中学校 第二体育館	宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1
2	宇治市立宇治中学校 多目的室	宇治市宇治矢落64番地の1	26	宇治市三室戸北集会所	宇治市荒道出口40番地の71
3	宇治市荒道ふれあいセンター 多目的活動室	宇治市宇治妙楽128番地の1	27	宇治市立木幡小学校 体育館	宇治市木幡赤塚4番地
4	宇治市職員会館	宇治市宇治下居13番地の1	28	宇治市立西大久保小学校 体育館	宇治市大久保町旦棕25番地
5	宇治市城南荘集会所	宇治市神明宮東88番地	29	宇治市立南部小学校 ランチルーム	宇治市五ヶ庄戸ノ内15番地の1
6	宇治市白川集会所	宇治市白川娑婆山16番地の1	30	宇治市立岡屋小学校 体育館	宇治市五ヶ庄寺界道37番地の3
7	宇治市横島集会所	宇治市横島町北内24番地の2	31	宇治市東宇治地域福祉センター 研修室	宇治市五ヶ庄折坂5番地の149
8	宇治市横島コミュニティセンター 大会議室	宇治市横島町大川原27番地の5	32	宇治市立南小倉小学校 体育館	宇治市小倉町南浦40番地の1
9	宇治市小倉公民館 会議室	宇治市小倉町寺内91番地	33	宇治市立西小倉小学校 体育館	宇治市伊勢田町遊田69番地
10	宇治市立伊勢田小学校 体育館	宇治市伊勢田町井尻3番地	34	宇治市立御蔵山小学校 体育館	宇治市木幡御蔵山39番地の4
11	宇治市開地域福祉センター 集会室	宇治市開町44番地の13	35	宇治市立神明小学校 体育館	宇治市神明石塚32番地
12	宇治市広野公民館 会議室	宇治市広野町寺山17番地の403	36	宇治市緑ヶ原集会所	宇治市広野町新成田27番地
13	宇治市立木幡保育所 遊戯室	宇治市木幡東中10番地の2	37	宇治市立北小倉小学校 体育館	宇治市小倉町堀池72番地
14	宇治市立宇治黄檗学園 音楽室	宇治市五ヶ庄三番割27番地	38	宇治市立横島小学校 体育館	宇治市横島町吹前35番地
15	宇治市荒道集会所	宇治市荒道河原7番地の1	39	宇治市立西宇治中学校 柔剣道場	宇治市伊勢田町南山121番地の1
16	宇治市志津川集会所	宇治市志津川南組16番地の3	40	宇治市西小倉集会所	宇治市小倉町南堀池52番地の3
17	宇治市笠取集会所	宇治市東笠取稲出23番地の4	41	宇治市立平盛小学校 体育館	宇治市大久保町平盛91番地の3
18	宇治市笠取南部集会所	宇治市炭山直谷31番地の12	42	宇治市立大開小学校 体育館	宇治市広野町大開35番地
19	旦棕公会堂	宇治市大久保町北ノ山107番地	43	宇治市明星集会所	宇治市明星町一丁目9番地の87
20	宇治市立小倉小学校 体育館	宇治市小倉町西畑1番地の4	44	宇治市木幡公民館 会議室	宇治市木幡内畑34番地の7
21	宇治市六地藏公会堂	宇治市六地藏奈良町35番地の10	45	宇治市立北横島小学校 体育館	宇治市横島町本屋敷40番地の2
22	JR宇治駅前市民交流プラザ（ゆめりあうじ） 会議室1	宇治市宇治里尻5番地の9	46	宇治市立荒道第二小学校 体育館	宇治市宇治琵琶63番地の3
23	宇治市立大久保小学校 体育館	宇治市広野町中島1番地の1	47	宇治市南陵南集会所	宇治市南陵町三丁目1番地の74
24	宇治市西小倉コミュニティセンター 集会室	宇治市小倉町南堀池107番地の1	48	京都府立東宇治高校 格技場	宇治市木幡平尾43番地の2
			49	宇治市中畑集会所	宇治市小倉町中畑49番地の3

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第13号

選挙人名簿登録の移替えをしない期間について

令和元年7月21日執行予定の第25回参议院議員通常選挙において、宇治市の区域内の他の投票区に住所を移した者に係る選挙人名簿登録の移替えをしない期間を次のとおり定めます。

令和元年7月3日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

令和元年6月18日から同年7月21日までの間

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第14号

選挙公報の配布方法等について

令和元年7月21日執行予定の第25回参议院議員通常選挙における選挙公報は、次のとおり配布します。

令和元年7月3日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

配布方法 各世帯への個別配布

配布予定日 令和元年7月13日から同月19日まで

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第15号

ポスター掲示場の設置場所について

令和元年7月21日執行予定の第25回参议院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定めます。

令和元年7月3日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
1	1-1		
1	1-2		
1	1-3		
1	1-4		
1	1-5		
2	2-1		
2	2-2		
2	2-3		
2	2-4		
2	2-5		
2	2-6		
2	2-7		
2	2-8		
2	2-9		
3	3-1		
3	3-2		
3	3-3		
3	3-4		
3	3-5		
3	3-6		
3	3-7		
4	4-1		
4	4-2		
4	4-3		
4	4-4		
4	4-5		
4	4-6		
4	4-7		
5	5-1		
5	5-2		
5	5-3		
5	5-4		
5	5-5		
5	5-6		
5	5-7		
5	5-8		
5	5-9		
6	6-1		
6	6-2		
6	6-3		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
7	7-1		
7	7-2		
7	7-3		
7	7-4		
7	7-5		
7	7-6		
8	8-1		
8	8-2		
8	8-3		
8	8-4		
8	8-5		
9	9-1		
9	9-2		
9	9-3		
9	9-4		
9	9-5		
9	9-6		
9	9-7		
9	9-8		
9	9-9		
9	9-10		
9	9-11		
10	10-1		
10	10-2		
10	10-3		
10	10-4		
10	10-5		
10	10-6		
10	10-7		
10	10-8		
10	10-9		
10	10-10		
11	11-1		
11	11-2		
11	11-3		
11	11-4		
11	11-5		
11	11-6		
11	11-7		
12	12-1		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
12	12-2		
12	12-3		
12	12-4		
12	12-5		
12	12-6		
12	12-7		
13	13-1		
13	13-2		
13	13-3		
13	13-4		
13	13-5		
13	13-6		
13	13-7		
14	14-1		
14	14-2		
14	14-3		
14	14-4		
14	14-5		
14	14-6		
14	14-7		
15	15-1		
15	15-2		
15	15-3		
15	15-4		
15	15-5		
15	15-6		
16	16-1		
16	16-2		
16	16-3		
16	16-4		
17	17-1		
17	17-2		
17	17-3		
17	17-4		
18	18-1		
18	18-2		
18	18-3		
18	18-4		
19	19-1		
19	19-2		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
19	19-3		
19	19-4		
19	19-5		
19	19-6		
19	19-7		
19	19-8		
19	19-9		
20	20-1		
20	20-2		
20	20-3		
20	20-4		
20	20-5		
20	20-6		
21	21-1		
21	21-2		
21	21-3		
21	21-4		
21	21-5		
22	22-1		
22	22-2		
22	22-3		
22	22-4		
22	22-5		
23	23-1		
23	23-2		
23	23-3		
23	23-4		
23	23-5		
23	23-6		
23	23-7		
23	23-8		
23	23-9		
24	24-1		
24	24-2		
24	24-3		
24	24-4		
24	24-5		
25	25-1		
25	25-2		
25	25-3		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
26	26-1		
26	26-2		
26	26-3		
26	26-4		
26	26-5		
26	26-6		
26	26-7		
26	26-8		
26	26-9		
27	27-1		
27	27-2		
27	27-3		
27	27-4		
27	27-5		
27	27-6		
28	28-1		
28	28-2		
28	28-3		
28	28-4		
28	28-5		
29	29-1		
29	29-2		
29	29-3		
29	29-4		
29	29-5		
29	29-6		
29	29-7		
29	29-8		
30	30-1		
30	30-2		
30	30-3		
30	30-4		
30	30-5		
31	31-1		
31	31-2		
31	31-3		
31	31-4		
31	31-5		
31	31-6		
31	31-7		